

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案の六案を一括議題として政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。

木船再保険特別会計法案
木船再保険特別会計法

第一条 木船再保険法（昭和二十八年法律第 号。以下「法」という。）による木船再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、再保険料、法第十三条の規定に納付金、法第十六条の規定による一般会計からの繰入金、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、法第八条の規定による再保険料の払い戻し金（以下「再保険料の払い戻し金」という。）、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
（歳入歳出予算計算書の作製及び送付）
第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。
一 前年度の貸借対照表及び損益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
（歳入歳出予算の区分）
第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。
2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額を、積立金がないときは、その損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

（剰余金の繰入）

第八条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）
第九条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

（剰余金の繰入）
第十一条 この会計において、支払上現金に剰余があるときは、これを大蔵省資金運用部に預託することができ。
（借入金）
第十二条 この会計において、再保険金及び再保険料の払い戻し金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ。
2 前項の規定により借入金をすることができるときは、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払い戻し金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

（一時借入金）
第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができ。
2 前項の規定による一時借入金には、当該年度内において償還しなければならない。
（借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務）
第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金及び一時借入金の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
（支出未済額の繰越）
第十六条 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができ。

（歳入歳出予算の繰越）

2 運輸大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）
第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。
附則
1 この法律は、法施行の日から施行する。
2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

（緊要物資輸入基金特別会計、」の下に「木船再保険特別会計、」を加える。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律
外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

（歳入歳出予算の繰入）

第十三条の見出し中「繰入」を「処理」に改め、同条中「及び附属雑収入」を「積立金から生ずる収入及び附属雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く

る予算の配賦があつたものとみなす。

外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

第十四条の見出し中「補てん」を「処理」に改め、同条中「当該年度の一般会計の歳入をもつて補てん」を「前条に規定する積立金から補てん」に改め、同条但書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補てんすることができないときは、翌年度において、一般会計から、その補てんすることができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補てんするものとする。

第十七条の見出しを「(余裕金及び積立金の預託)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができ

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第十九条の二 日本開発銀行は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

附則第十八項中「他の法令」を「第十九条の二に規定する場合を

除き、他の法令」に改める。

アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案

アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律

アルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「アルコールに關する試験及び研究並びにこれらの」を「及びその」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この会計に屬する国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。及び物品、国有財産法の適用を受けない動産をいう。)のうち、現に発酵研究所の用に供しているものは、この法律施行の際、無償で一般会計へ所屬を移すことができるものとする。

3 前項の場合において、アルコール専売事業特別会計所屬の固定資産及び作業資産を無償で一般会計へ所屬を移したときは、その価額に相当する金額だけアルコール専売事業特別会計の固有資本の額を減少するものとする。

4 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に關する法律(昭和二十五年法律第三十号)第一項の規定による昭和二十八年年度の納付金の計算に關する同法の適用については、同項中「毎会計年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額」とある

のは、「昭和二十八年年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額」にアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)附則第三項の規定による固有資本の減少額に相当する金額を加えた金額」とする。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「補助貨幣」の下に「(貨幣法(明治三十年法律第十六号)第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び同法第十七条の規定により通用する貨幣並びに臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第二条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。)」を加える。

第十八条第一項中「補助貨幣の回収に充てるため、」を削り、「第九条の規定により編入する金額」を「第九条又は第三十二条第一項の規定により編入する金額、第十八条の二第三項の規定による一般会計からの繰入金」に改め、「この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 回収準備金は、補助貨幣の引換又は回収に必要な金額に充てるものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(回収準備金の使用)

第十八条の二 回収準備金は、前条第二項の規定により補助貨幣の引換又は回収に充てる外、予算の定めるところにより、補助貨幣等の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用に使用することができ

2 前項の規定により固定資産の拡張及び改良のため使用した回収準備金の額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

3 補助貨幣の引換又は回収上回収準備金が不足があるときは、第一項の規定により固定資産の拡張及び改良のため回収準備金を使用した金額の範囲内において、その不足を補てんするため必要な金額を、一般会計から、予算の定めるところにより、回収準備金に繰り入れることができる。

第十九条を次のように改める。

(回収準備金の運用及び運用益の処理)

第十九条 回収準備金に屬する現金は、資金運用部に預託する場合に限り、運用することができ

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備金に編入するものとする。

第三十一条中「第七条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める。

第三十二条の見出しを「利益の回収準備金への編入」に改め、同条第一項中「当該利益を生じた年度の

一般会計の歳入に納付するものとする。」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に、回収準備金に編入しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「一般会計へ」を「回収準備金に」に、「納付」を「編入」に、「当該年度の」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に」に改め、同条第三項中「当該年度に納付」を「翌年度に編入」に、「翌年度」を「翌翌年度」に、「一般会計へ納付」を「回収準備金に編入」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 造幣局特別会計の昭和二十七年以前の決算上の利益の処理に關しては、なお従前の例による。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の

一部を改正する法律

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「年金受給者のために」を「年金受給者等のために」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中「別表」を「別表第一」に改める。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 連合会は、昭和二十年八月十五日において旧陸軍共済組合令又は第二条第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる命

令に基く命令の規定中共済組合法による退職年金に相当する給付に關する部分の適用を受けていた組合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令(明治三十五年勅令第百九十一号)の規定中終身年金に關する部分の適用を受けていた者で、同日において、これらの組合を脱退したものとすれば同法の規定を適用したとすれば同法の規定による退職年金を受けることができたもの(第三条の規定により承継した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給する年金の受給者を除く)又はその遺族に対し、共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金の支給の例により、これらの年金に相当する年金を支給する。

4 第四条第三項の規定は、第一項の規定により年金を支給すべき者(昭和二十年八月十五日において第二条第一号又は第三号から第五号までに掲げる命令に基く命令の規定中共済組合法による退職年金に相当する給付に關する部分の適用を受けていた組合員であつた者に限る)については、第五条第二項の規定は、第一項の規定による年金の支給の義務が消滅した場合について準用する。
第八条第二号中「第四条」の下に「及び第七条の二」を加える。

第十七条第一項本文中「並びに第四条の規定により」を、「第四条の規定により」に改め、「支給すべきこととなつた後、」の下に「並びに第七条の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、」を加え、同項但書中「第四条」の下に「若しくは第七条の二」を加える。
第二十条中「及び第四条」を、「第四条及び第七条の二」に改める。
附則第二項中「第四条」の下に「又は第七条の二」を加える。
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二		昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	
昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給		仮定俸給	昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給
五〇	四、六〇〇	四、六〇〇	一五〇
五五	四、九〇〇	四、九〇〇	一五八
六〇	五、二〇〇	五、二〇〇	一六七
六五	五、五〇〇	五、五〇〇	一七五
七〇	五、九〇〇	五、九〇〇	一八三
七五	六、三〇〇	六、三〇〇	一九二
八〇	六、七〇〇	六、七〇〇	一九七
八五	七、一〇〇	七、一〇〇	二〇〇
九〇	七、五〇〇	七、五〇〇	二〇七
九五	八、〇〇〇	八、〇〇〇	二一五
一〇〇	八、六〇〇	八、六〇〇	二二七
一〇五	九、一〇〇	九、一〇〇	二三三
一一〇	九、六〇〇	九、六〇〇	二四〇
一一五	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	二四七
一二〇	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇	二五五
一二五	一一、一〇〇	一一、一〇〇	二六三
一三〇	一一、六〇〇	一一、六〇〇	二七〇
一三五	一二、一〇〇	一二、一〇〇	二七八
一四〇	一二、六〇〇	一二、六〇〇	二八三
一四二	一二、八〇〇	一二、八〇〇	二八七

備考
一 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相当する金額(四位未満の端数は、切り捨てる)を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の一〇〇・九倍に相当する金額(四位未満の端数は、切り捨てる)を仮定俸給とする。
二 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「改正後の法」という)第七条の二の規定は、旧陸軍兵器廠職工扶助令(明治三十五年勅令第百九十一号)の規定中終身年金に關する部分の適用を受けていた者(昭和二十年八月十五日において同令に規定する定期職工として満二十五年以上就業していた者に限る。以下「二十五年以上就業の定期職工」という)については、昭和二十六年一月一日以後の年金から、その他については、昭和二十八年四月分以後の年金から適用する。この場合において、昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日までの期間に係る年金額の算定の基準となる仮定俸給については、改正後の法別表第一に掲げる仮定俸給による。

3 昭和二十八年四月一日において

4 前項の規定は、昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者又は改正後の法第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者で、二十五年以上就業の定期職工に該当するものについて準用する。この場合において、前項

中「昭和二十八年四月一日」とあるのは、「昭和二十六年一月一日」と読み替えるものとする。

製造施設法の一部を改正する法律案

製造施設法の一部を改正する法律案

製造施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條中第三項を削り、第四項及び第五項をそれぞれ第五項及び第六項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 その年の一月一日から十二月三十一日まで発生した災害に因り、甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの
当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八
二 塩田防災施設に係るもの
当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九
4 前項の地域は、その年ごとに公社の総裁が指定する。

「同条第二項の規定により計算した補助金の交付申請書」に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、その者が当

該補助金の金額について前条第三項の規定の適用を受けようとするときは、復旧補助金交付申請書の外、災害が発生した年の翌年二月末日までに、高率補助金交付申請書を公社に提出するものとする。

第五條第一項中「復旧補助金交付申請書」の下に「又は高率補助金交付申請書」を加える。

第六條第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十一條第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〇渡辺（喜）政府委員 まづただいま議題となりました木船再保険特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、船主相互保険組合法に基づき、木船相互保険組合が経営しております木船再保険につきましてその普及促進をはかるために木船再保険法案を提出して御審議を願つてゐるのであります。この木船再保険法を実施することとなる場合には、政府の再保険関係の経理を明確にするため、一般会計と区分して新たに木船再保険特別会計を設けることが適当と考え、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の概略について申し上げますと、この会計におきましては、再保険料、木船再保険法第十三条の規定による納付金、同法第十六条による一般会計からの繰入金、借入金その他のをもつて歳入とし、再保険金、再保険料の払い戻し金、借入金の償還金及びその利子、一時借入金の利子その他をもつて歳出とするほか、この会計の予算及び決算に關し必要な事項を規定しております。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

次に造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、補助貨幣回収準備金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合においては、その価額に相当する金額を回収準備金に繰入し、もつて補助貨幣の回収準備に充てて来たのであります。しかし、補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用については、一般会計から繰入を行つて来たのであります。補助貨幣回収準備金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、これらの一般会計からの繰入れをとりやめ、これを回収準備金からまかなうこととするものであります。なお右の改正に伴い、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金については、これを回収準備金に繰入することに改めようとするものであります。

研究所の用に供してゐる財産を一般会計に無償で譲渡しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について提出の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、補助貨幣回収準備金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合においては、その価額に相当する金額を回収準備金に繰入し、もつて補助貨幣の回収準備に充てて来たのであります。しかし、補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用については、一般会計から繰入を行つて来たのであります。補助貨幣回収準備金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、これらの一般会計からの繰入れをとりやめ、これを回収準備金からまかなうこととするものであります。なお右の改正に伴い、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金については、これを回収準備金に繰入することに改めようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案につき提案の理由を御説明いたします。

現在の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法は、旧陸海軍共済組合及び外地関係共済組合等の組合員であつた者で年金受給権を有してゐた者に対して年金を支給することとなつてゐるのであります。が、これらの組合の共済組合規則は各組合間でまち／＼でありましたため、同様の状態にありながら、一方は年金受給権を持ち、他方は受給権を持たないという不均衡を生じていたものであります。たとえば旧海軍共済組合規則では、二十年以上の勤続者であれば脱退年金の受給権があるのに対して、旧陸軍共済組合規則では、二十年以上の勤続者であつても四十五歳未満で脱退した者には年金の受給権がないものとされてゐたのであります。このよう

な不均衡を是正するために、旧陸軍共済組合及び外地関係共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十八年八月十五日において組合を脱退したものとて国家公務員共済組合法の規定を適用したとすれば、同法の規定により退職年金を受けることができた者について、同法による退職年金または遺族年金に相当する年金を支給することとしたのであります。

なお旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者のうち、昭和二十年八月十五日において二十年以上勤続してゐた者についても同様の措置を講ずることとしたのであります。

次に製造施設法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の概要を申し上げますと、まづ塩田等の災害復旧事業を行う際、原形復旧が著しく困難または不適当なときは、これにかわるべき施設を設ける必要がありますが、この場合、原形復旧に必要な金額を超過する部分、すな

わちいゆる超過事業費についての補助率は、現在、原形復旧の部分についての補助率より一割低くなつております。しかしながら製塩施設の一層の保全をはかる必要がありまゝので、補助率についての区別をとりやめ、超過事業費についても原形復旧と同じ率を適用することとしたしました。

次に、その年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域の災害復旧事業につきましては、現行の補助率では事業施行者がその負担に耐えられない状況にありますので、国内製塩を確保するため、災害復旧事業費が政令で定める額を越える場合には、その部分についての補助率を引上げることとしたしました。以上がこの法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○奥村委員長 次に酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑を打切つておりますので、これより本案の討論採決に入りたいと存じますが、本案につきましては各派共同提案による修正案が提出されておりますので、まず修正案提出者より修正案の趣旨弁明を求めます。川野芳満君。

○川野委員 ただいま議題となりました酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案に対する修正案につきましては、修正の趣旨を御説明申し上げます。まず修正案の案文を朗読いたします。

酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案に対する委員会修正
酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五条中「場合の外」を「場合を除く外」に改める。

第十九条第二項第一号中「各号の」を「に規定する」に改める。

第三十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 酒造組合は、定款で、前項に規定する出席組合員の三分の二以上の多数による議決（同項第四号に掲げる事項についての議決を除く。）につき、これらの多数の者が前酒造年度において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類（当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。）の石数の合計がその総組合員が前酒造年度において当該酒造組合の地区内の製造場から移出した酒類の石数の合計の三分の一以上に達していることを要する旨を定めることができる。

第九十条第一項第一号中「第五条各号（第八十三条において準用する場合を含む。）に掲げる要件」を「第五条（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する要件」に改める。

以上でございますが、この法律案の修正案の内容を簡単に御説明いたしましたと存じます。この法律案の第三十八

条の規定によりまゝと、組合が特別な議決をする場合には総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬことになつておるのであります。が、本案のままで、業界の現況並びに将来にみれば、組合の円満なる運営は期しがいと思われまゝので、これに石数を加味し、特に定款で定められた場合には、石数の三分の一以上の議決を要することをあわせ行うことができるといふやうなものとさせていただきます。

以上が修正案の概要でございますが、何とぞ御賛成あらんことを切に希望申し上げます。

○奥村委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。

これより原案及び修正案を一括議題として討論に入ります。川野芳満君。

○川野委員 ただいま議題となつております酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案につきましては、本案及び修正案ともに討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○奥村委員長 ただいまの川野君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥村委員長 御異議ないようでありますから、本案及び修正案につきましては討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

まず川野君提出にかかる各派共同提案の修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○奥村委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に、本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○奥村委員長 起立総員。よつて本案は修正議決されました。

なお本案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時五十一分散会

〔参照〕
酒税の保全及び酒類組合等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕